

野田市空家等の適切な管理に関する
条例施行規則等の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和6年3月27日

野田市長 鈴木 有

野田市規則第21号

野田市空家等の適切な管理に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(野田市空家等の適切な管理に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 野田市空家等の適切な管理に関する条例施行規則(平成25年野田市規則第35号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「法」を「空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)」に、「所有者等」を「所有者又は管理者(次項において「所有者等」という。)」に改め、同条第2項中「第4条第2項」を「第7条第2項」に、「所有者又はその相続人(包括受遺者を含む。)」を「所有者等」に改める。

第5条の見出し中「助言又は」を削り、同条中「第5条」を「第4条」に改め、「助言又は」を削り、「野田市空家等の適切な管理に関する助言(指導)書」を「準管理不全空家等に関する指導書」に改める。

(野田市特定空家等の寄附の受入れに関する規則の一部改正)

第2条 野田市特定空家等の寄附の受入れに関する規則(平成25年野田市規則第36号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第4条中「第6条」を「第8条」に改める。

(野田市危険空家除却工事等助成金交付規則の一部改正)

第3条 野田市危険空家除却工事等助成金交付規則(平成25年野田市規則第37号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第7条」を「第9条」に改める。

第3条中「第14条第1項」を「第22条第1項」に改める。

第4条中「第7条」を「第9条」に改める。

(野田市空家バンク制度の実施に関する規則の一部改正)

第4条 野田市空家バンク制度の実施に関する規則(平成25年野田市規則第38号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条第1項」を「第10条第1項」に改める。

第3条第2号を次のように改める。

- (2) 条例第2条第2項に規定する準管理不全空家等、条例第5条第1項に規定する管理不全空家等又は空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等でないこと。

（野田市空家改修工事助成金交付規則の一部改正）

第5条 野田市空家改修工事助成金交付規則（平成25年野田市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条第2項」を「第10条第2項」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「平成25年野田市規則第38号」の次に「。以下この条において「規則」という。」を加え、「同規則」を「規則」に改め、同条第1号及び第2号中「同規則」を「規則」に改める。

（野田市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則の一部改正）

第6条 野田市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則（平成28年野田市規則第48号）の一部を次のように改正する。

第8条中「第14条第11項」を「第22条第13項」に、「法施行規則」を「施行規則」に改め、同条を第10条とする。

第7条中「第14条第9項」を「第22条第9項」に改め、同条を第9条とする。

第6条の見出しを「（特定空家等に対する命令等）」に改め、同条第1項中「第14条第3項」を「第22条第3項」に、「命令書」を「特定空家等に関する命令書」に改め、同条第2項及び第3項中「第14条第4項」を「第22条第4項」に改め、同条第4項中「第14条第5項」を「第22条第5項」に改め、同条第5項中「第14条第7項」を「第22条第7項」に改め、同条を第8条とする。

第5条の見出しを「（特定空家等に対する勧告）」に改め、同条中「第14条第2項」を「第22条第2項」に、「勧告書」を「特定空家等に関する勧告書」に改め、同条を第7条とする。

第4条の見出しを「（特定空家等に対する助言又は指導）」に改め、同条中「第14条第1項」を「第22条第1項」に、「空家等の適切な管理につ

いて」を「特定空家等の適切な管理について」に改め、同条を第6条とする。

第3条の次に次の2条を加える。

(管理不全空家等に対する指導)

第4条 法第13条第1項の規定による指導は、管理不全空家等に関する指導書により行うものとする。

(管理不全空家等に対する勧告)

第5条 法第13条第2項の規定による勧告は、管理不全空家等に関する勧告書により行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。